嶺南広域行政組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する 条例

平成9年7月1日 条例第13号 改正 平成18年3月31日条例第1号 改正 平成27年7月30日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項の規定 に基づき、職員の勤務時間、休日、休暇等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間、休日、休暇等)

第2条 職員の勤務時間、休日、休暇等については、別に定めるもののほか、管理者の属する市町の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の例による。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月31日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

1 第2条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までの間、敦賀市職員の勤 務時間、休暇等に関する条例の例によるものとする。

附 則 (平成27年7月30日条例第2号)

この条例は、知事の許可のあった日から施行し、改正後の附則第1項の規定は、 平成27年4月30日から適用する。